

熊本市介護保険福祉用具購入費受領委任払いに関する実施要綱

制定	平成22年	4月	1日	健康福祉局長決裁
改正	平成24年	4月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	令和4年	6月24日		介護保険課長決裁
	令和5年	3月22日		健康福祉局長決裁
	令和7年	3月25日		健康福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条及び第56条の規定に基づく、居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）の支給について、法第41条第1項に規定する要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）が、福祉用具購入費の支給を受ける権限を同規定における指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者（以下「指定事業者」という。）に委任することで、指定事業者が保険者から福祉用具購入費の支給を直接、受領する方法（以下「受領委任払い」という。）により行う場合について、必要な事項を定めるものである。

(対象となる者)

第2条 福祉用具購入費の支給を受領委任払いにより申請することができる者は、被保険者証に法第66条第1項に基づく支払方法変更の記載がない者（第2号被保険者にあつては、被保険者証に法第68条第1項に基づく保険給付の差止の記載がない者）とする。

(委任)

第3条 受領委任払いにより購入費を申請しようとする被保険者は、指定事業者から特定福祉用具を購入した場合において、当該指定事業者に対して、当該購入費に係る申請手続き及び受領に関する権限を委任するものとする。

(指定事業者)

第4条 対象者から前条の規定による委任を受けることのできる指定事業者は、市町村又は県の指定を受けた者で、被保険者に代わって福祉用具購入費の申請手続き等ができる者とする。

(施工業者の責務)

第4条の2 指定事業者は、福祉用具購入費の支給に係る申請手続き等については、本要綱及び介護保険法並びにその他関係規定を遵守しなければならないものとする。また、以下に定める事象が発覚した場合は、発覚以後、受領委任払いによる福祉用具購入費の支給を受けることができないものとする。

- (1) 法令等に違反した場合
- (2) 虚偽又は不適切な申請及び申告を行った場合
- (3) 悪意又は重過失で被保険者との間に問題を生じさせた場合

2 前項の規定により、受領委任払いによる福祉用具購入費の支給を受けることができないものとされた指定事業者は熊本市ホームページ上に公表されることがある。

(申請)

第5条 第3条の規定による委任を受けた指定事業者（以下「受任業者」という。）は、市長に次の各号に掲げる書類を提出し、審査を受けるものとする。

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）
- (2) 領収書（利用者負担額の記載があるもの）
- (3) 特定福祉用具のパフレット等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(福祉用具購入費の支給)

第6条 市長は前条の規定により提出された書類に基づき審査し、その申請を適当と認めたときは、被保険者及び受任事業者に対しその旨を通知し、受任業者に購入費を支払うものとする。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該福祉用具購入を行った被保険者に対し購入費の支給があつたものとみなす。

(調査等)

第7条 市長は、福祉用具購入費の支給に関して、必要があるときは被保険者又は受任事業者に対して調査等を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。